

審査会回答 第9号
平成20年5月2日

千葉県選挙管理委員会委員長
土田 吉彦 様

千葉県情報公開審査会委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（回答）

平成20年1月28日付け千選管第474号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

1 事案名

意見照会第9号

平成19年12月3日付けで異議申立人（以下「申立人」という。）から提起された、平成19年11月30日付け千選管第422号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

2 回答内容

(1) 結論

千葉県選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

(2) 理由

ア 本件処分に係る開示請求（以下「本件請求」という。）における行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「平成〇〇年〇月〇〇日付け千選管第〇〇〇号の平成〇〇年〇月〇〇日執行〇〇町長選挙の審査申立ての裁決書の『裁決の理由』で千葉県選挙管理委員会が重大かつ明白な事実誤認をしたことがわかる一切の書類（参考資料A 4×6枚添付）」というものである。

本件請求には、参考資料として、平成19年10月12日付け千選管第321号の「開示請求却下通知書」及びこれに対する「異議申立書」、平成19年8月16日付け千選管第266号の「自己情報不開示決定通知書」及びこれに対する「異議申立書」、平成19年10月9日付け「開示請求書」が添付されている。

イ 実施機関は、開示請求書の内容からは本件請求に係る行政文書特定することができないと判断し、平成19年10月30日付け千選管

第369号で申立人に対し、補正を求めた。

申立人からは、実施機関が補正を求めた平成19年10月30日以前の平成19年10月29日付けで補正書が送付され、当該補正書に添付された平成19年10月29日付け異議申立書には、「対象文書は、平成19年8月20日付の自己情報開示請求関係の行政文書で存在する」との記載があった。

しかしながら、本件請求との関連が不明であったため、実施機関は平成19年11月22日付け千選管第408号で本件請求の趣旨を満たす行政文書は、平成19年8月20日付けの自己情報開示請求関係の行政文書でよいか再度補正を求めたところ、平成19年11月28日付けで申立人から補正書が送付された。

ウ 平成19年11月28日付けの補正書に記載された内容は「1. 千葉県選挙管理委員会事務局職員が故意にしていることも含めたビラの届出がなかったのを隠していることに関する一切のものすべてです。2. 具体的件名で補正要求して下さいと他の補正要求でお願いしているので次から具体的件名で補正要求して下さい。」というものであった。

実施機関は、補正書には本件請求に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分を行った。

エ 当審査会で、申立人から提出された開示請求書及び補正書を確認したところ、開示請求書には「〇〇町長選挙の審査申立ての裁決書の『裁決の理由』で千葉県選挙管理委員会が重大かつ明白な事実誤認をしたことがわかる一切の書類」とあり、〇〇町長選挙に係る審査申立てに対する実施機関の裁決について事実誤認があることを前提とした開示請求であることが認められる。

また、補正書には、上記ウのとおり記載がされているものの、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められなかった。

オ 以上のことから、本件請求の趣旨を満たす行政文書がどのようなものか不明であったという実施機関の説明は首肯できる。したがって、本件処分は妥当である。